

人権擁護委員が悩み解決のお手伝いをします

人権擁護委員
って何？

人権擁護委員は法務大臣からの委嘱を受けた者で、長与町には6名の委員がいます。皆さんからの相談を受け、問題解決のお手伝いや人権侵害の被害者の調査救済などを行っています。

人権擁護委員の活動



人権教室

11月8日に、洗切小学校で「自分らしさを大切に」をテーマとし、心と体に関する考え方について授業を行いました。企業や高齢者向けの人権教室も行っています。

人権の花運動

小学校にひまわりの種を配布し、育てることで子どもたちの豊かな心を育むことを目的とし、昭和57年度から実施されています。

毎年11月末から12月初旬頃に役場庁舎の町民ホールで、活動成果の展示会を行っています。



街頭啓発活動

11月20日に行われた「第47回ながよヘルシーウォーキング大会」で啓発物品を配布し、人権尊重の大切さを呼び掛けました。

全国中学生人権作文コンテスト・子どもの人権SOSミニレターなど、ほかにも様々な活動を行っています。



人権擁護委員による人権相談窓口

【長与町での人権相談開設日】

通常、毎月第3火曜日13時～16時まで。
町内4施設を対象とした巡回相談を実施しています。

●直近の人権相談開設日

⇒27pをご確認ください。

【常設人権相談所】(長崎地方法務局)

【時】月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

【インターネットでの相談窓口】(法務省)

URL: jinken.go.jp



【電話での相談窓口】(法務省)

【時】月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

●みんなの人権110番(☎0570-003-110)

様々な人権問題の相談はこちらへ

●女性の人権ホットライン(☎0570-070-810)

セクハラ・家庭暴力など女性の人権相談はこちらへ

●子どもの人権110番(☎0120-007-110)

いじめ・虐待など子どもの人権相談はこちらへ

相談は無料！
秘密は固く守られるので、
悩まずに相談してみよう！

